

徳島県警察の公務員倫理に関する訓令に基づく贈与等報告書の閲覧について

平成16年9月9日徳務甲第528号  
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長あて

この度、徳島県警察の公務員倫理に関する訓令（平成16年徳島県警察本部訓令第4号。以下「訓令」という。）第16条第4項及び第5項の規定に基づき、贈与等報告書の閲覧に関し、必要な事項を定め、平成16年9月13日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 閲覧の事務

贈与等報告書の閲覧に関する事務は、警務課が行う。

第2 閲覧の請求

- 1 閲覧は、閲覧を希望する者（以下「閲覧者」という。）の請求に基づき行う。
- 2 警務課長は、閲覧者に贈与等報告書閲覧請求書（別記様式）を提出させた上、速やかに閲覧を行わせるものとする。ただし、訓令第16条第2項ただし書に該当すると認めるときは、この限りでない。

第3 閲覧の場所

閲覧の請求を行う場所及び訓令第16条第4項に規定する閲覧を行う場所は、情報公開室とする。

第4 閲覧を行わせる上での留意事項

- 1 警務課長は、閲覧を行わせるときは、閲覧者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。
  - (1) 贈与等報告書を情報公開室以外の場所に持ち出させないこと。
  - (2) 贈与等報告書は、丁寧に取扱い、これを破損、汚損又は改ざんさせないこと。
- 2 警務課長は、閲覧者が、1の(1)又は(2)の規定に違反し、又は違反するおそれがあるときは、閲覧を中止させるものとする。

第5 職員の立会い

警務課長は、第4の事項を遵守させる目的で、閲覧者の閲覧に職員を立ち合わせるものとする。

第6 閲覧拒否及び中止の報告

警務課長は、第2の2ただし書により閲覧を拒否したとき及び第4の2により閲覧を中止させたときは、速やかに警務部長を経由して本部長に報告するものとする。

別記様式(第2の2関係)

|  |                         |        |  |
|--|-------------------------|--------|--|
|  |                         | ※ 受付番号 |  |
| <p>贈 与 等 報 告 書 閲 覧 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>徳島県警察本部長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">電 話 (       )</p> <p>下記の期間における贈与等報告書の閲覧を請求します。</p> |                         |        |  |
| 閲覧を請求する贈<br>与等報告書の期間   | 年第 四半期から       年第 四半期まで |        |  |
| ※ 処 理 欄  |                         |        |  |
| 受 付 印  | 閲覧日時                    | 年 月 日  |  |
|  | 備<br><br><br>考          |        |  |
| 立 会 印  |                         |        |  |
|  |                         |        |  |

備考 ※印欄には、記載しないこと。